

◎新潟県告示第1111号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和5年10月24日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
ヘルパーステーションあおぞら	新潟県中魚沼郡津南町芦ヶ崎乙329番地1	社会福祉法人苗場福祉会	訪問介護	令和5年8月13日	令和5年9月30日
訪問介護事業所スマイル柏崎	新潟県柏崎市松美1丁目12番5号 さわみ荘3 104号室	有限会社スマイル	訪問介護	令和5年8月17日	令和5年9月30日